

項目	関係団体からのご意見	
	関係団体名	ご意見
条例全体について	三重県障害者団体連合会	三重県がつくる条例であり、三重県らしさが見えてくると良い。法律や国の計画の補完、補強の部分と「相まって」とあるように別の視点の施策がハッキリすればこの条例の目指すところが見えてくるのではないかと。不当な差別行為の禁止や合理的配慮の提供も法律と変わらない。 相談機関の設置も現在設置されている差別に関する相談窓口を条例で位置づけるだけでは新鮮味に欠けるのでは？
	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	①条例では、障がいや障がい者という表記でなく、障害、障害者とすべき。 ②他県の条例もさることながら、三重県内の市町で三重県に先駆けてつくられた「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」や「名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例」についても十分な調査及び検討を行い、名張市の条例で踏み込んで内容については、名張市の条例の内容を取り入れていただきたい。 また、名張市の条例にはない内容があれば、県の条例でそれをカバーするようにしていただきたい。  そのことが、障害に基づく差別をなくし、共生社会を実現するための取組を市町等との連携・協働のなかで進めていくことになる と考える。  ※名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例 第3条 基本理念 (6) 共生社会を実現するための取組は、国、県、市、市民等その他関係機関の適切な役割分担並びに相互の連携及び協働の下に行われること。
条例名	三重県障害者団体連合会	「県は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を・・・」となっており、1ページの基本理念は「障害の有無によって分け隔てられることなく・・・」共生社会の実現をめざす条例の名称を「障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例」でなく、「障がいのある人もない人も暮らしやすい三重県づくり条例」としてはどうか。
	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	条例名では、障害を理由とする差別の解消を推進することを明確に記した形にしていきたい。そのうえで、共生のまちづくりも併せて明記することを強く望む。 障害の有無に関わらず、という趣旨から「誰もが」といった誰にとっても受け入れられやすい名称もあるかと考えるが、障害を理由とする差別を解消の推進を図ることを通して、共生社会の実現を行っていくことが必要である。したがって、「誰もが」というのではなく、しっかりと上記の事を踏まえた条例名を検討されたい。  ※この条例に限らず、全ての条例は、県民全てにとって関係のある条例であり、そのことを条例名にする必要はない。
	三重県視覚障害者協会	条例の名称 「障がいがあってもなくてもだれもが暮らしやすい」の文言を入れること。
	三重県知的障害者育成会	一部の団体から「障害者」を前面に出すようにという声が出てくると思われそうですが、代って立つ立場の違いで主張する内容にのみこだわっていくのが通常ですが、人はその時その時によって違う顔を持ちます。その上で、所属する境遇に偏って主張するものですが、私たちは、時に「親」であり、「子」であり、団体代表であったり、国民・県民・市民等であったり、障害があったりなかったり、差別を受ける側であったりなかったりという多面性を以って生活しています。 過去に『人権が尊重される』県であるという宣言のもとに作られた条例では、様々な分野から選出された委員が、自分の分野の主張をしながらも他の委員の主張を聞いて共通認識を持ちながらほかの分野への思いも伝えて作り上げました。 内閣府に関わってみえる野澤和弘さんは、「障害者」を前面に出さないと前へ進まないといってみえますが、地域性もあり、前面に出せば「逆差別」との声で、さらに差別が助長されると危惧しています。 全国では、「障害のある方もない方も」と冠している条例の制定が進んでいます。 今回の名称は、最大公約数的にも、最小公倍数的にも納得できるものだと思います。
前文	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	①障害者権利条約との関係についても明記すべき ②この条例が障害者だけのものではなく、多様性を認め合い、誰もとりのこさない社会の構築が全ての県民のためでもあることを謳うべき。

項目		関係団体からのご意見	
		関係団体名	ご意見
ア 目的	三重県障害者団体連合会	「障害者基本法、障害者差別解消法その他関係法令と相まって」となっているが、共生社会実現の理念等は障害者基本法と同一との表現もみられるので、「・・・等の関連法令を補完、補強し」として、国の法令と同等とするより、補完、補強する条例と位置づけた方が良いのではないかと考える。	
	三重県聴覚障害者協会	「この条例は・・・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策並びに障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策・・・」とありますが、障がい者の自立及び社会参加の支援という言葉には「福祉」を連想させます。差別解消条例の理念から考えると、「権利」「社会的障壁の除去」が入らなければならないと考えます。また、「社会参加」という言葉は、結局のところ社会は健常者中心の社会であり、障害は個人の問題であるというかつての医学モデルから脱却できていません。「障害は個人ではなく社会にある」という社会モデルから見て、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策ではなく、「社会的障壁の除去のための施策」としてください。それが、障害のある無しに関わらず、すべての人が暮らしやすい三重県づくりとなります。	
	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	「あらゆる形態の差別を禁止」し、建設的対話をもってそれを解消していく仕組みを定め、インクルーシブな共生社会の実現を目的とすることを目的に追加すべき。  理由 検討事項⑤(1)差別を解消するための取組は、…相手側を一方向的に避難し制裁を加えるものであってはならないということが基本理念として入れた方がいいという意見があるのであれば、障害者差別の解消と共生社会の実現に向けた取組みについての目的や趣旨として、明確に表すべきである。	
第1 総則	三重県障害者団体連合会	「行政機関等のうち、国の行政機関及び独立行政法人等を除いたもの」となっているが、国の機関であれ国が作った独立行政法人であれ、不当な差別行為や合理的配慮の欠如を看過する姿勢は如何なものか？ 解決困難な事案はスルーするという姿勢かな？ 行政機関は不当な差別行為の禁止及び合理的配慮ともに法的義務を負っていることを前提に対処されたい。	
		基本的には、正副委員長たき台の修正案に賛同する。ただし、疾患などで、周期的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人もいる。他の道府県では規定されていないということだが、国会答弁でも明らかとなっており、他の都道府県に先駆けて、周期的という言葉を加えてもよいのではないかと考える。 断続的に含むと解することが周期的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人自身が条文を読むことで解するかどうかの問題である。 したがって、周期的という言葉の規定すべきであると考えます。  また、難病や慢性疾患等が含まれることをより明確にするという観点から、特定の障害名を追加する場合は、難病法から漏れる、希少ではないが治らない病気もきちんと含まれるよう、難治性疾患などとすべき。	
	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	①障害に基づく差別の定義そのものが、素案では定義されていない。 名張市で施行されている「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例(平成28年3月28日条例第4号)」では、障害に基づく差別として、「障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいい、障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。」とし、障害者差別解消法に規定している直接差別だけでなく、関連差別や間接差別も差別としている。 名張市が県に先駆けて制定・施行した条例の基本的な枠組みとしての「差別の定義」が異なることは、市町等との連携協力を図る際にも大きな障壁となると考える。 三重県議会においても、三重県の市町の一つである名張市の上記の条例について詳しく調査され、三重県の条例においても、名張市の条例と同様に、「障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいい、障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。」と定義されたい。	

項目	関係団体からのご意見	
	関係団体名	ご意見
第1 総則	イ 定義  三重県に障害者差別解消条例をつくる会	<p>②合理的な変更又は調整(合理的配慮)についても定義されたい。 また、合理的配慮に関する「過重な負担の基本的な考え方」については、条文では難しくても、逐条解説に明記し、その際には、過重な負担について、関係事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。提供者(行政職員、事業者等)は、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましいという内容を一步前進させていただきたい。 具体的には、過重な負担を行政側、事業者側が拡大解釈を行い、代替措置・対案の検討を怠ったり、建設的対話を拒んだりすることは適切ではなく、建設的対話を通じて柔軟な措置を講ずる旨を明記されたい。 そうすることにより、より一層、合理的配慮の提供がなされることの後押しとなる。</p> <p>行政機関等に、国の組織(国の行政機関と独立行政法人等)も含むべきである。 平成29年10月1日に施行された「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」では、行政機関等 国の行政機関(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。)第二条第四号に規定する国の行政機関をいう。)、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。次号において同じ。)、独立行政法人等(法第二条第五号に規定する独立行政法人等をいう。次号において同じ。))及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。))をいう。次号において同じ。))をいう。</p> <p>としており、国の行政機関や独立行政法人もその対象としている。また、そうしたなかで、障害者差別解消法の実効性を確保するための相談及び紛争防止体制も明記されている。 福岡県ではできることが、三重県ではできず、国の関係機関に適切につなぐ役割にとどめるのはなぜか。 障害者差別解消法では、紛争解決を図る体制が不十分であることもあって、この条例で具体化しようとしていると考えるので、国の関係機関に適切につなぐ役割にとどめなければならない理由は特に見当たらないと考える。</p>
		三重県視覚障害者協会
	三重県知的障害者育成会	<p>差別は、障害のある人だけに向けられるものではありません。 第3 障がいを理由とする差別を解消するための体制 アに書かれているように「障がい者等」「障がい者やその家族等」などの障害のある人の家族や支援者を含むことがわかる文言をどこかの条文への挿入を求めます。 人権が尊重される県としての条例でも、当時としてはその視点がなく書き込めませんでした。 兄弟姉妹は、「害児」とその子の兄弟姉妹のことを言い募られて転校を余儀なくされています。 これらの事象をどこで救うのでしょうか?</p>
	ウ 基本理念 (1)共生社会の実現に関する理念  三重県に障害者差別解消条例をつくる会	<p>下記の内容を記したうえで、①、②の内容を条文に記していただきたい。</p> <p>「共生社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。」</p> <p>また、①と②に加えて、③を明記していただき、県民へ周知していただきたい。</p> <p>③障害及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。</p> <p>さらに①については、県として特に重視すべき事項(機会均等、地域生活、教育、複合差別の禁止と解消など)についても記すべき。 障害者基本法が規定する生活場所の選択の機会の確保だけでなく、共生社会の実現をめざすためには地域生活についても明記する必要がある。</p>

項目		関係団体からのご意見	
		関係団体名	ご意見
第1 総則	ウ 基本理念 (2) 施策の基本方針	三重県障害者団体連合会	(ア) 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策は、社会のあらゆる分野における全ての構成員が社会障壁の除去を実施することにより・・・策定され、・・・実施されなければならない。」との表現は、差別解消が進まなかったときに県民の認識が浅いということ理由にする予防線ではないか。社会の全ての分野における全ての構成員の認識や理解を深めることは必要だと考えるが、認識や理解が深まったことを前提に施策や事業を計画するのでは初めから目標達成できないと考える。
		三重県に障害者差別解消条例をつくる会	(イ) 障害者差別解消法において対象となる障害者は、「障害又は社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、機能障害にとどまるものではない。 障害特性について一定の理解は必要かもしれないが、より重要なことは、個別の障害を理解するのではなく、障害の「社会モデル」の理解、個々のニーズへの対応方法、合理的配慮の提供のための建設的対話に必要なことを学ぶことである。 そうした知識や理解を深めること、社会モデルの視点を理解するための研修機会の提供、ならびに障害者団体との連携を充実させる施策こそが共生社会を実現させるためには、必要である。 上記に示した施策と一体的に策定され、及び実施されなければならないとされたい。
		三重県視覚障害者協会	条例の施策には、障害当事者の社会的自立にはその就業が大きな意味を持つことから、現実にその就業の継続の困難性があることを重視し、困難な状況を社会的に除外することが肝要であることを追加されたい。
			障がい当事者が積極的に社会参加できるよう、当事者および関係者に必要な情報を提供し、自らの障がいを正しく認識できるための施策を講じること。
	三重県知的障害者育成会	②・・・その他の関係法令に基づく施策との有機的連携の下・・・ 太字の前に、施策に関連付けて(有機的・・・)総合的にでは如何でしょうか？	
	ウ 基本理念 その他の理念	三重県障害者団体連合会	「(1) 差別を解消するための取組みは、差別する側と差別される側とに分けて相手側を一方向的に非難し制裁を加えようとするものであってはならない。」との考え方は根本的には正しいと考えられるが、差別解消法や差別解消条例が必要な理由は双方の力関係が対等でないことに端を発しているのではないか？障害者が暮らしやすい三重県を謳いながら、このような表現を敢えて行う真意は「差別される側にも差別するものを一方向的に非難し制裁を加えようとする者がいる」という前提になっていないか。
		三重県に障害者差別解消条例をつくる会	(1) (差別される者と差別する者と分け、一方向的に非難し、制裁を加えるものであってはならないこと)については、条文を削除すべき。 障害者基本法や障害者差別解消法の趣旨や理念を踏まえれば、(1)の規定は必要ない。 (1)の規定を必要とする三重県であるとすれば、障害者差別解消法や障害者基本法に対する県民への啓発が不十分であるということである。 (2) (複合差別) について 複合差別についても明記していただいたことに感謝申し上げます。 必ず、条文に明記していただきたい。 複合差別の実態として、望まない異性介助、性暴力や虐待の被害、女性施策・障害者施策のどちらの窓口でも適切な対応を受けられないこと、育児支援が受けにくいことがその一例として挙げられる。
		三重県知的障害者育成会	上記名称について意見(条例の名称に関する意見)に準じた記述を求めます。

項目		関係団体からのご意見	
		関係団体名	ご意見
第1 総則	エ 責務・役割等 (1) 県の責務	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	この条文（いわゆる「親亡き後の問題」）は平成30年2月20日の特別委員会でこのことについて述べられた芳野委員の意見を支持し、削除していただきたい。 障害者の親に対して、健常者の親以上に親の責務を押しつける風潮を助長するものであるから削除されたい。 親や保護者の存在の有無や意向に関わらず、権利としてあらゆる分野に社会参加していくことを市町、関係機関、関係団体等と連携・協働し、その権利行使の実現に向けた取組を進めることが県の責務であることを明記すべき。  新たな項目として、 「障害にもとづく差別の実態や合理的配慮の提供のあり方について積極的に調査及び研究を行うとともに、率先して合理的配慮の提供を行うこと」を責務として設けていただきたい。  ②について 環境整備について差別解消法では、行政機関や民間事業者双方が努力義務にとどまっている。しかし、環境整備こそ、県が率先して取り組んでいかなければならない。県には、UD条例等もあることから、「努める」というのではなく、「行う」というより施策の具体化に向けてより踏み込んだ責務とする必要がある。  また、差別の解消の推進を行うために必要な体制整備の実施と、社会モデルについて県民及び事業者等の理解を深めるための施策等を講じることが県の責務であり、それを実行するためには「財政上の措置」が必要である。よって、「財政上の措置」を県の責務として規定すべき。
		三重県視覚障害者協会	以下の項目は、必要ないと考える。その理由は、障害者の保護監督に関して、必要以上に親の責務を押しつける風潮を助長する恐れがあるから。 「県は、障がい者の親等生活を主として支える者が死亡した後の障がい者の生活の維持を図るため、市町、関係機関、関係団体その他の関係者との連携に努めるものとする。」
	エ 責務・役割等 (2) 市町等との連携協力	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	素案の内容に加えて、 ①「市町に対して、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする」を明記していただきたい。  また、共生社会の実現に向けた取組は、国や事業者との連携や協働が必要であるので、 ②市町、関係団体の項目に、国、事業者を加えて明記するとともに、連携・協力するのではなく、市町が同じベクトルで取り組みをすすめるためにも、「連携、協働として取り組む」とすべき。
	エ 責務・役割等 (3) 県民の役割	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	障害者差別解消法において対象となる障害者は、「障害又は社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、機能障害にとどまるものではない。 障害特性について一定の理解は必要かもしれないが、より重要なことは、個別の障害を理解するのではなく、障害の「社会モデル」の理解、個々のニーズへの対応方法、合理的配慮の提供のための建設的対話に必要なことについて理解を深めることであるので、そのことを条文で示していただきたい。  また、県又は市町が実施する差別を解消し、障害者の共生社会の実現のための施策に協力することも条文に加えていただきたい。（障害者本人の意向に基づき、自立や社会参加に協力するだけでは不十分である。）

項目		関係団体からのご意見	
		関係団体名	ご意見
第1 総則	エ 責務・役割等 (4)その他	三重県聴覚障害者協会	第1総則の定義、第2障がいを理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供に事業者が明記されているが、総則における責務・役割には事業者の責務が定められていません。 ・障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講ずるよう積極的に努めること。 ・県が行なう障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めること。 事業者の責務を新設し、これらを盛り込んでください。
		三重県に障害者差別解消条例をつくる会	事業者の責務、役割を新たに、明記されたい 障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会を実現していくうえで、事業者の責任や役割は極めて重要であり、様々なサービスを障害者は事業者から得て生活を送っており、就労を通じた社会参加という観点からも共生社会づくりをすすめるうえで、欠かすことのできない存在であるので、明記するべきである。
第2 障がいを理由とする差別の禁止等	ア 差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供	三重県障害者団体連合会	・「事業者は…社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。」と努力義務規定となっているが、合理的配慮の提供は「その実施に伴う負担が過重でないときは・・・」となっているので法的義務として記述されたい。 努力義務であれば、過度な負担にならない場合であっても社会的障壁の除去が実施されなくても仕方がないということになる。 (法律は民間事業者の私的自治に配慮)
		三重県聴覚障害者協会	第1総則の責務・役割に県民の役割を定めていますが、それ以降県民については特に触れられていません。 県民に合理的配慮の提供を義務付けるのは難しいものがあるかもしれませんが、最低でも「不当な差別的取扱い」を禁ずるよう、ア 差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に県民の項目を新設してください。  「合理的配慮」という言葉はどうしても、提供をする側・提供を受ける側というイメージがあります。 障害者権利条約における「合理的配慮」とは、双方の話し合いによる調整、変更という意味があります。 「合理的調整」または「合理的変更及び調整」という言い方にできないでしょうか。
		三重県に障害者差別解消条例をつくる会	名張市の「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」では、具体的な分野における差別の禁止について記されている。 また、第6条において「何人も、次条から第15条までに定める行為のほか、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことを明記している。 県の素案では、事業者と行政機関等がその対象であるような印象を受ける。しかし、障害者基本法の規定でも明らかなように、何人も障害のある人に対して、あらゆる分野において障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを明記し、誰もが差別することや権利利益を侵害する行為をしてはいけないことを盛りこむべきである。 また、各分野ごとに差別の禁止事項や合理的配慮の提供に関して明文化する必要がある。 これらを明らかにすることで、県民、事業者、行政機関等に具体的な情報提供が可能となり、共生社会の実現に向けた啓発の一つとなりうる。このため、茨城県のように知事名で告示するのではなく、誰もが関心を持ち、理解や認識を深めるためにも、条例に明文化するべきである。 明文化することで、それ以外のところが柔軟に対応できなくなるとの意見については、それ以外の差別事案が発生した場合に柔軟な対応が図れない状況があるのかどうかやそうした場合、どのような対応を図っているのかについて他県や他の市町の状況を調査することがまず必要である。  また、分野が絞れない場合は、「その他障害者の日常生活又は社会生活に関わりのある分野」とすることでよいと考える。  現行の障害者虐待防止法では、病院や学校はその対象はなっていない。このため、第2の障害を理由とする差別の禁止の項に、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」という一文を加えていただきたい。

項目		関係団体からのご意見	
		関係団体名	ご意見
第2 障がいを理由とする差別の禁止等	ア 差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	<p>民間事業者の合理的配慮は、努力義務ではなく、行政機関等と同じく義務規定にすべきである。</p> <p>私たちの生活は、通勤や通学、旅行などのために電車やバスやタクシーに乗り、スーパーやコンビニで買い物をし、休みの日には、映画やスポーツを楽しんだりする。つまり、民間事業者から提供されるたくさんのサービスによって私たちの生活は成り立っている。</p> <p>民間事業者がきちんと合理的配慮を行ってはじめて私たちは障害のない人と同じように暮らし、社会に参加していくことができるのである。</p> <p>合理的配慮は、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な変更及び調整である。合理的配慮の提供は、障害者や家族等との具体的な場面での対話こそ重要であり、共生社会の実現のために 欠かせないプロセスである。 全国の多くの自治体では条例が制定されたり、条例をつくろうと、取り組みがなされている。その多くの条例では、民間事業者も地方自治体と同様に、合理的配慮の提供を義務としている。</p> <p>条例に盛り込まれる予定の差別事案の紛争解決に向けた仕組みも合理的配慮を民間事業者に義務付けてこそ、実効性を伴うものとなる。</p> <p>「合理的配慮」は、健常者側から障害者側への一方的な心配りや配慮をしてあげるという上から目線の行動として受け止められる恐れが充分予測される。このため、三重県における条例では、用語として定着しつつある「合理的配慮」という語句はあえて用いず、代わりに「合理的な変更及び調整」を語句として用いるようにしていただきたい。</p> <p>法律と条例の用語による不統一による混乱については、定義に、「合理的な変更及び調整」に関する項目を新たに設け、その意図を広く県民、行政機関等や事業者に対して浸透させ、理解を深めていくことが重要である。</p>
		三重県視覚障害者協会	事業者の責務については、合理的な配慮をするように努めなければならないとあるのは、必要かつ合理的な配慮をしなければならない とすべきである。
	イ 障がいを理由とする差別を解消するための措置	三重県聴覚障害者協会	県民の役割を定める以上、県が責任を持ったフォローアップは必要です。「啓発活動」では足りないと考えます。(4)合理的配慮の提供に関する支援の対象を事業者だけではなく、県民へ広げてください。職員対応要領ではなく、例えば「障害者差別解消指針」というように県民に示し、県民が共有できるようなものが必要と考えます。
		三重県に障害者差別解消条例をつくる会	<p>事前的改善措置は、不特定多数の障害者に対するもので、障害者差別解消法第5条に規定する「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備」にあたる。</p> <p>環境整備について差別解消法では、行政機関や民間事業者双方が努力義務にとどまっている。しかし、環境整備こそ、より県が率先して取り組んでいかなければならない。県には、UD条例等もあることから、「努める」というのではなく、「行う」というより施策の具体化に向けて踏み込んだ責務とする必要がある。</p> <p>検討事項⑩において、事前的改善措置が、障害者とともに歩んでいくという姿勢や趣旨で行われる旨を逐条解説に盛り込んでいくという事であるが、そういった姿勢の問題ではなく、社会的障壁の除去ならびに事前的改善措置は、共生社会を推進していくうえで必要不可欠であることや、環境整備が十分できていないからという理由で、合理的配慮の提供を怠ってはいけないことを逐条解説では触れる必要がある。</p> <p>情報の提供などに努めるという文言では不十分である。民間事業者等が障害者に対して、必要な合理的配慮を提供するための環境づくりについての財政的な支援を含めた新たな支援制度を新設するなど、その実現に向けて必要な施策を講ずるとい趣旨の一文を設けるべきである。</p>

項目		関係団体からのご意見	
		関係団体名	ご意見
第2 障がいを理由とする差別の禁止等	イ 障がいを理由とする差別を解消するための措置	三重県視覚障害者協会	「・・・社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。」この後に、以下を追加されたい。「関係職員に対する研修および施設利用者への啓発と要請を行うこと、その他の必要な環境の整備に努めるものとする。」理由は、施設職員だけの努力では改善が実らないことがあり、施設等の一般利用者にも趣旨の徹底や協力を要請することが必要であるから。  「・・・的確に行うための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。」こうした[必要な支援]には、さらに具体的内容を追加すること。例えば、明石市条例のような合理的配慮のための財政的支援、模範的配慮の公表など。
		三重県障害者団体連合会	「差別事案以外の事案に関する相談を受けた場合において、当該事案が障害者虐待、雇用における不当な差別的取扱い・・・」趣旨等 (3) 虐待や雇用差別など、条例における差別禁止の範囲に属さない・・・ といった記述がみられるが、当該条例は差別解消法の施行条例でなく、基本理念では「共生社会の実現」を求めており、条例の名称も「障がい者が暮らしやすい三重県・・・」とある中、差別禁止の範囲を矮小化する理由が理解できない。障がい者への虐待や雇用差別などの障がい者への権利侵害に正面から向き合った条例にしていただきたい。
第3 障がいを理由とする差別を解消するための体制	ア 相談体制	三重県障害者団体連合会	・②県は・・・に関する相談に応ずるものとする。→「応じなければならない。」とされたい。 ・県において市町での障がい者差別に関する相談事例の集約をされたい。
		三重県聴覚障害者協会	「相談員」という言葉が使われていますが、我々障害者にとって相談員とは、古くからある「身体障害者相談員」というイメージがあります。 また、一般や事業者にとって「相談員」という言葉には敷居が高いものを感じるのではないのでしょうか。 アドバイザーまたは推進員というような言葉に変えて頂きたいです。
		三重県に障害者差別解消条例をつくる会	(1) 担当部局の相談窓口 相談については、不当な差別的取扱いのみならず、障害に関するあらゆる形態の差別（障害者権利条約に規定されているもの）の他、障害者差別解消法の対象にはならないが深刻な事態である障害者への誹謗中傷等やネット上での書き込み、一般私人の行為についても、相談窓口で相談に応じる必要がある。 委員会においても、差別かどうかわからない微妙な案件についても相談に応じ、問題解決に向けた対応ができることが望ましいとの意見があり、障害当事者やその家族、関係者も差別に対する認識は、個々に異なる。窓口で相談に応じる者によっても、その認識は異なると思われる。 さらに、条例に規定する差別事案に限定をすることによって、相談を躊躇し、泣き寝入りの状況を強いられることが考えられる。「自分が悪かったのか、いや、そうではないかもしれない」と迷ったときや「おかしいな」と気づいたときに気軽に相談でき、その相談に応じることのできる窓口として相談窓口が機能しなければ、相談体制そのものが機能しないと考える。 加えて、担当部局の相談窓口だけでなく、市町の相談窓口や三重県の専門相談機関などに、直接相談できる旨を明記するべきである。  ○障害者団体には、様々な相談が寄せられるが、そうした障害者団体が対応した相談に対する対応や連携、共有方法についても記述する必要がある。  ④県は②の業務を行うにあたり（以下略）とあり、その趣旨等として（3）関係行政機関につなぐ役割を果たすと書かれているが、その具体的な中身は何であるのか？つないだ先で、どのような解決がなされると現時点で考えておられるのか？ 関係機関への通告などを行うことで、不当な差別的取扱い等を受けたと感じて相談を行った本人やその関係者をいわゆるたらい回しにするのではないかと危惧する。 そうしたことにならないための必要な具体的な措置についても検討する必要がある。  ○「相談員」という名称ではなく、「差別解消推進員」という名称を用い、県民の理解を促進していくことのできる名称に変更するべきである。



項目		関係団体からのご意見	
		関係団体名	ご意見
第3 障がいを理由とする差別を解消するための体制	ア 相談体制	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	<p>○予算や人材育成の負担が伴うためという理由で、市町との役割分担等を検討するのではなく、差別の解消を行うために必要な体制整備の実施およびそのための施策は、県の責務であるとの認識のもとで、市町との役割分担や協議を進めていただきたい。</p> <p>○障害のある女性の相談に対し配慮が必要である。安心して相談することができるために、女性の差別に関する知識を持った相談員が必要であり、相談員の要件に明記するべきである。相談員に女性を配置することも明記するべき。</p> <p>○相談員には、相談経験を有する障害当事者も入ることを明記するべきである。</p>
	イ 紛争解決を図る体制	三重県聴覚障害者協会	(4) ②に知事からの勧告が定められていますが、勧告及び意見聴取に従わなかった場合は公表できるという文言を入れてください。
		三重県に障害者差別解消条例をつくる会	<p>知事の附属機関としての第三者機関として位置づける、あるいは、知事が、必要に応じて第三者機関に諮問しながら、助言・あつせんを行うという場合にも、第三者機関としての独立性やそれらに応じた権限についての明記が必要である。</p> <p>平成30年2月20日に示された体制図を踏まえて検討する場合、第三者機関の委員には、権利擁護活動をしている権利問題に見識のある障害当事者(障害当事者団体の代表等)の枠や公募による委員の枠を設けるべきであると考えます。</p> <p>障害者差別解消支援地域協議会の人数が多いため、会議の運営などで課題が生じないか懸念があるのであれば、部会などを設けることも一つの方法であると考えます。</p> <p>第三者機関の委員の守秘義務規定を明確にするべき。</p> <p>助言及びあつせんの申し立ては、「あらゆる形態の差別を対象」とすることを明記するべき。</p>
		三重県知的障害者育成会	<p>第三者機関は、どこが管理監督するのでしょうか？</p> <p>知事の附属機関とありますから「第三者機関は、〇〇が管理監督する」との規定が必要だと考えます。</p> <p>(理事からの意見)</p> <p>所管課を『』書きで記入しても(高鶴)</p>

項目		関係団体からのご意見	
		関係団体名	ご意見
第4 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策	(2)情報のバリアフリー化	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	<p>正副委員長たたき台案の条文を規定することに概ね賛同する。条文案①、②に関する主語は県だけでなく、県議会も列記し、障害者の政治参加を推進していくためにも情報のバリアフリー化については、県だけでなく、県議会も含んだ文言とすることが必要である。</p> <p>また、③については、それに加えて、「情報の取得および利用のために必要な本人に対する教育や訓練を容易に受けることのできる環境の整備」についても明記していただきたい。</p> <p>さらに、検討事項④の条文案は②をのぞきすべて、「努める」規定であるが、「施策を講ずる」とすべき。加えて、多数の者に対する情報の提供及び意思表示の受領は、県や県議会などだけでなく、民間事業者からなされるものが多い。このため、①と②については事業者も含め、事業者については、「努める」規定とすべき。</p> <p>①のその他の意思疎通のための手段については、逐条解説や県民へ配布するパンフレットなどにその具体例を設けるべき。(例えば、災害時にも機能する遠隔通訳サービス等)</p>
		三重県視覚障害者協会	<p>「障がい者の意思疎通手段(要約筆記、点字、音声案内など)や情報の取得・利用のための手段の充実等」利用のための手段の充実には、利用のための情報の提供・教育・訓練を追加すること。そして、「意思疎通のための人的確保に努めること。」を追加すること。</p>
	(3)防災等	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	<p>正副委員長たたき台では、災害対策基本法に規定する避難所に限定しているが、それを限定する理由はなぜか。災害時には、障害のある多くの本人や家族は、避難所に避難できず、自宅や車のなかで過ごすことが多い。そのことを考えると、(1)障害福祉サービス等の項目にも関連すると思われるが、災害時において、障害福祉サービスの提供を受けている事業所において、当該の障害者が災害時に避難する予定の避難場所の把握や、災害時におけるサービス提供の手順書や個別の支援計画の策定を義務づけ、災害時に取り残されないための施策を講ずる必要がある。</p> <p>避難行動要援護者支援者名簿について、実際にはどのように管理されているのかについて検証が必要であり、マンションやアパートなど人の出入りが激しい所などは把握している要援護者名簿が現状と合致していない場合も考えられる。</p> <p>また、熊本の地震の際には、被災した障害者のもとへ名簿を頼りに行政職員が3か月後に駆けつけたという事例もあり、災害時に名簿が機能することは考えにくい。</p> <p>また、県の障害福祉や防災の連携の下に、みえ防災・減災センターのシンクタンク機能等を活用し、「地域防災課題解決プロジェクト」として、市町や地域住民が一体となり、避難行動要支援者に対する効果的な避難支援方法の検討なども盛り込んでいただきたい。そして、災害時の支援を受けやすい環境をつくるためにも、地域の自治体で行われる避難訓練などに障害のある住民とその家族が参加することのできる避難訓練や避難所運営訓練を進めていく必要がある。</p>
		三重県知的障害者育成会	<p>災害時には避難所へ行くことをためらい、車中などでの避難が最近の大災害時に明らかになっています。障害理解から始まる差別の問題が大きく影響していると思われる事象です。</p> <p>①情報発信・取得の方法 ②トイレの問題 ③避難所の運営や設置 等</p> <p>などについて、障がい当事者の意見聴取に取り組むなどの規定が必要だと思う(理事からの意見) 避難所で一番早くたどり着くのは、元気で何の問題もない人であるということに鑑み、運営マニュアルの策定を義務付ける等の対策が待たれます。 また、要望として、過去の大災害時のどのようなことが起きていたのかの情報収集も期待します。</p>

項目		関係団体からのご意見	
		関係団体名	ご意見
第4 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策	(4) 選挙における配慮	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	選挙は、日本の民主主義の根幹であり、政治参加もあらゆる分野における社会参加の一つとして含まれ、そのための社会的障壁の除去や必要な施策を講ずることが必要である。 このため、次の一文を追加されたい。 「選挙管理委員会は、選挙公報の配布や情報提供について、情報のバリアフリー化、選択の機会の確保を図るため、候補者に対して、自らの選挙公報を提出するよう必要な助言等に努めなければならない。」
		三重県視覚障害者協会	選挙については、「選挙公報の情報提供については、選挙管理委員会は、候補者に対して選挙公報のバリアフリー化の趣旨を認識して自らの選挙公報を提出するよう努めなければならない。」を追加すること。その理由は、選挙公報の点訳・音声化にそぐわない表現方法で提出されると、必要な障がい当事者に公報が伝わらないから。
		三重県知的障害者育成会	現状での支援策を周知し、権利行使を支援する旨言及してもいいのではないのでしょうか。 そのうえで、どのような配慮を合理的配慮とできるかの検討を重ねていくとの文言を追加していただきたいと願います。 数年前には、他県で、代筆等も認めないと公言・実施していたところがありました。
	(5) 表彰	三重県聴覚障害者協会	表彰については判断に難しいものがあります。 単に表彰で終わらせるのではなく、事業者の好事例の収集及び周知、また「合理的配慮推進モデル事業者」の認定というように、事業者による社会全体の底上げとなるような施策にしてください。
		三重県に障害者差別解消条例をつくる会	私たち「つくる会」を構成する団体及び個人の中にも表彰について賛同する意見はあるものの、本来、共生社会の実現や差別の解消は、社会全体で取り組む当然のことであり、表彰を盛り込むことで、この条例の趣旨や意味合いが異なるものとなるので削除するべきである。 合理的配慮の提供に関する事例の蓄積は必要であるが、それらは、事例の募集とデータベース化を図ることや先駆的な取り組み事例については、県の広報媒体に掲載するなどして、啓発を行うことでよいと考える。
		三重県知的障害者育成会	表彰されるためには、県民へのどのようなことが合理的配慮だと理解してもらう方策をとる必要があります。 どこかに合理的配慮に対して、好事例の収集を書き込むことはできないでしょうか。
	(6) 啓発活動	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	障害者差別解消法において対象となる障害者は、「障害又は社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、機能障害にとどまるものではない。 障害特性について一定の理解は必要かもしれないが、より重要なことは、個別の障害を理解するのではなく、障害の「社会モデル」の理解、個々のニーズへの対応方法、合理的配慮の提供のための建設的対話に必要なことを学ぶことである。そうしたことを理解する機会の提供を提供するなどの啓発活動が必要である。 また、障害者差別解消法だけでなく、障害者雇用促進法に関する理解も充分とは言い難い。 改正障害者雇用促進法における合理的配慮に関する合理的配慮の提供などに関しては、障害者差別解消法と異なる点が多々ある。 そうしたことの学習や知識を得る機会を提供することも重要な啓発活動の中身として、盛り込まれたい。 また、他の者との平等を基礎として、権利を行使する主体として、障害のある本人が気づけなければ、権利利益の侵害や差別に遭遇していても気づかない。気づいても自分の責任に帰してしまうことが多い。このため、学校教育や社会教育において、自己を肯定し、権利について学習する機会を提供していくことを明記する必要がある。  また、障害者の意思は、本人の経験や周囲の人との関係性、その人がおかれている状況により形成されていくものである。障害者の意思は、障害者の意思や判断のもとで行う体験や経験の積み重ねにより、その意思を示すことができるようになる。 本人の意思の尊重をはかるためにも、そうした機会や体験の確保のための取り組みも検討されたい。

項目		関係団体からのご意見	
		関係団体名	ご意見
第4 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策	(7)その他	三重県聴覚障害者協会	項目を見ますと、日常生活の場面で不足しているところがあります。 ・教育（障害者とその言語及び特性に応じた教育を受けられるために） ・雇用（雇用募集に対し、障害者に不利な条件や制限を課さないこと、また雇用後の職場定着支援を行なうために） ・サービス（障害者とサービス提供者の間で、サービス提供にあたり、障害者に不利な条件や制限を課さないこと、またサービス提供者が合理的配慮を行うことを支援するために） ※（1）障害者福祉サービスとは異なる。公共交通機関、不動産、商品などの販売を指す ・医療（障害者が医療を受けるにあたり、制限や条件を課さないこと） これらの項目を新設してください。
		三重県に障害者差別解消条例をつくる会	教育についての施策について条文は設けていただきたい。 子どもの頃からの教育こそインクルーシブ社会の構築に重要であり、障害者権利条約24条では、第1項で教育の目的を達成することを謳い、そのために第2項の規定を確保するという構造になっている。第2項では、生活している地域における質の高いインクルーシブ教育やフル・インクルージョンという目的に則した個別の支援など、障害のある子どもとない子どもがともに学ぶ明確に位置付けている。 一般的意見4のパラグラフ34でも述べられている通り、合理的配慮を含むすべての支援は障害のない子どもがともに学ぶ機会を強化することが目的とされている。 このことから ①生活している地域における質の高いインクルーシブ教育やフル・インクルージョンという目的に則した子どもと教員に対する障害に関する理解を深める研修や学習の機会の提供 ②フル・インクルージョンという目的に則した個別の支援の提供 ③生活している地域における質の高いインクルーシブ教育やフル・インクルージョンという目的に則した障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組みの構築の3つについて分けて規定するべき。 ※共に学ぶ仕組みの構築には、就学の手続きなども含む。（添付資料参照） また、交流及び共同学習の積極的な推進に関しては、盛りこむべきではない。 障害者基本法の規定を踏まえる必要があるということであれば、国会審議の議事録を精査して検討を行っていただきたい。（議事録は別紙参照）
			雇用の分野における合理的配慮や障害者雇用促進法に規定されている苦情処理・紛争解決援助について、障害者本人および事業者に対して周知していく取り組みを行うことを明記する。
第5 施策の推進体制	イ 障がいを理由とする差別の解消の推進体制	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	相談専門機関と調整委員会が正しく機能しているか、監視する機能が必要かと思われる。三重県障害者差別解消支援地域協議会と条例の関係を明記し、協議会に相談や調整に関する報告機能を持たせるべきである。 また、処理状況の検討を行うための専門部会を立ち上げることで、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、より迅速かつ的確に対応することができる。
		三重県知的障害者育成会	差別解消法だけでなく、虐待防止法や成年後見制度利用促進法においても同じようなメンバーでの組織の設置が求められています。別々に運営されるよりも、機能的に運営されることの方が効率のよい運営がなされると考えます。 例えば、障がい者権利擁護委員会との名称でくくって、必要に応じて、時間を有効活用しての会議開催も検討していただきたいと熱望しています。 障害者の権利擁護を一元的に管轄して運営すれば、財政の有効活用方法も考察できないでしょうか。

項目		関係団体からのご意見	
		関係団体名	ご意見
第6 雑則等	ア 財政上の措置	三重県に障害者差別解消条例をつくる会	必要な財政上の措置を講ずることは、努めるではなく、県としての責務であるので、県の責務規定として、追加すべき。